

# 重要事項説明書



にこにこサービス株式会社

指定通所介護・指定予防通所介護事業  
宮古島市介護予防・日常生活支援総合事業

たのしいデイサービス

「指定通所介護事業所及び宮古島市介護予防・日常生活支援総合事業所」  
重要事項説明

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
( 沖縄県指定 第 4770600080 号 )

当事業所はご契約者に対して通所介護、宮古島市介護予防日常生活支援総合事業(以下、総合事業)サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者
- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| (1) 法人名   | ここにこサービス有限会社          |
| (2) 法人所在地 | 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根 217 番地 |
| (3) 電話番号  | 0980-72-0840          |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 赤嶺 節子           |
| (5) 設立年月  | 平成 13 年 1 月 24 日      |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 「通所介護」「総合事業」  
※当事業所は、以下の加算対象サービスを実施しています。  
① 通所介護入浴介助加算(通所介護)
- (2) 事業所の目的 住みなれた地域で、家庭的な温かい雰囲気ときめ細かな心配りで快適な日々を通して、心豊かな老後を満喫していただくとともに、ご家族にとっても安心して託せる施設を目指し、介護のお手伝いをさせていただきます。
- (3) 事業所の名称 たのしいデイサービス
- (4) 事業所の所在地 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根 217 番地
- (5) 電話番号 0980-74-1313
- (6) 事業所 管理者 氏名 玉寄 翔太
- (7) 当事業所の運営方針 通所介護・総合事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の

身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- (8) 開設年月 平成 19 年 11 月 1 日  
(9) 利用定員 35 人 (通常規模型通所介護)

### 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 宮古島市 (大神島をのぞく)  
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
受付時間	月～金 9時～17時 土・祝日 9時～17時
サービス提供時間	月～金 9時30分～16時 土・祝日 9時30分～16時

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して通所介護サービス及び総合事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- ① 管理者 1名 (常勤兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者  
生活相談員 2名以上  
看護職員 1名以上  
機能訓練指導員 1名以上  
介護職員 5名以上  
従業者は、通所介護サービス及び総合事業サービスの提供に当たる。

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

## (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。利用者負担額に関しては介護保険負担割合証に応じた金額となります。

☆加算対象サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画または、介護予防サービス・支援計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで通所介護計画または、介護予防サービス計画に定めます。〈サービスの概要〉

### ①食事の介助（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。）

- ・食事の準備、介助を行います。
- ・当事業所では、配食事業者による、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。
- ・お弁当をご持参いただくことも可能です。その場合には、あらかじめ事業所に申し出て下さい。

（食事時間） ・ 12：00～13：00

### ②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも入浴することができます。

### ③排泄

- ・ご契約者の排せつの介助を行います。

### ④送迎サービス

- ・ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

## ☆加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、追加料金としてご負担いただきます。

### ①入浴介助

ご契約者の心身等の状況に応じて、入浴介助・清拭整容を実施します。※総合事業においては加算対象ではありません。

〈サービス利用料金（要介護の場合1日あたり・要支援（総合事業含む）の場合1月あたり）〉

料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆共通的服务

（単位）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間～4時間未満	370	423	479	533	588
4時間～5時間未満	388	444	502	560	617
5時間～6時間未満	570	673	777	880	984
6時間～7時間未満	584	689	796	901	1008
要支援 1（総合事業含む）	1798（1月につき）				
要支援 2（総合事業含む）	3621（1月につき）				

☆加算対象サービス

以下のサービスを利用される場合には、それぞれ料金が上記に加算されます。

・ 入浴介助加算 I（要介護度1から）	40単位（1回）
---------------------	----------

※ 介護職員処遇改善加算（I） 所定単位の 59/1000 が加算されます。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。また、償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

**（2）介護保険の給付対象とならないサービス**

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金：1回あたり 400円

②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

：学習療法 教材費 月 2,500 円

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 10 円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代： 1 枚 100 円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、利用月ごとに計算し翌月末日までには、ご請求しますので、10 日以内に以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振り込み

沖縄銀行	宮古支店	普通預金	1806858	にこにこサービス有限会社
琉球銀行	宮古支店	普通預金	362690	にこにこサービス有限会社
ゆうちょ銀行	17090	普通口座	14082881	にこにこサービス有限会社
(ゆうちょ銀行⇔ゆうちょ銀行)				
ゆうちょ銀行	708	普通口座	1408288	にこにこサービス有限会社
(ゆうちょ銀行⇔他銀行)				

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：沖縄銀行、琉球銀行、ゆうちょ銀行、沖縄海邦銀行

ウ. 現金によるお支払い

#### (4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

### 6. 苦情の受付について

#### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

##### ○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 代表取締役 赤嶺 節子

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 09：00～17：00

○電話番号 0980-72-0840

#### (2) 行政機関その他苦情受付機関

宮古島市福祉部 高齢者支援課	所在地 沖縄県宮古島市平良字西里 186 番地 電話番号・0980-73-1964 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
沖縄県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 沖縄県那覇市石嶺 4-373-1 電話番号 098-882-5704 受付時間 午前 9 時～午後 5 時
沖縄県国民健康保険団 体連合会（介護苦情相 談）	所在地 沖縄県那覇市西 3 丁目 14 番 18 号(国保会館) 電話番号・FAX兼用 098-860-9026 受付時間 午前 9 時～午後 5 時

## 7. 緊急時および事故発生時の対応について

- (1) 別紙記載の緊急対応チャートの手順に基づいて敏速に対応いたします。
- (2) 介護職員等は、事業実施中に利用者の病状や急変その他緊急事態が生じた時は、看護職員と連携の上、速やかに家族、主治医に連絡する措置を講ずるとともに、管理者へ報告し対応いたします。
- (3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 8. 非常防災対策について

事業者は、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行います。

非常災害の対応	従業者は利用者の非難等適切な措置を講ずる
防 災 設 備	火災報知器設備、非常放送設備、消防署通報システム等
避 難 訓 練	年2回
防 火 管 理 者	赤嶺 節子

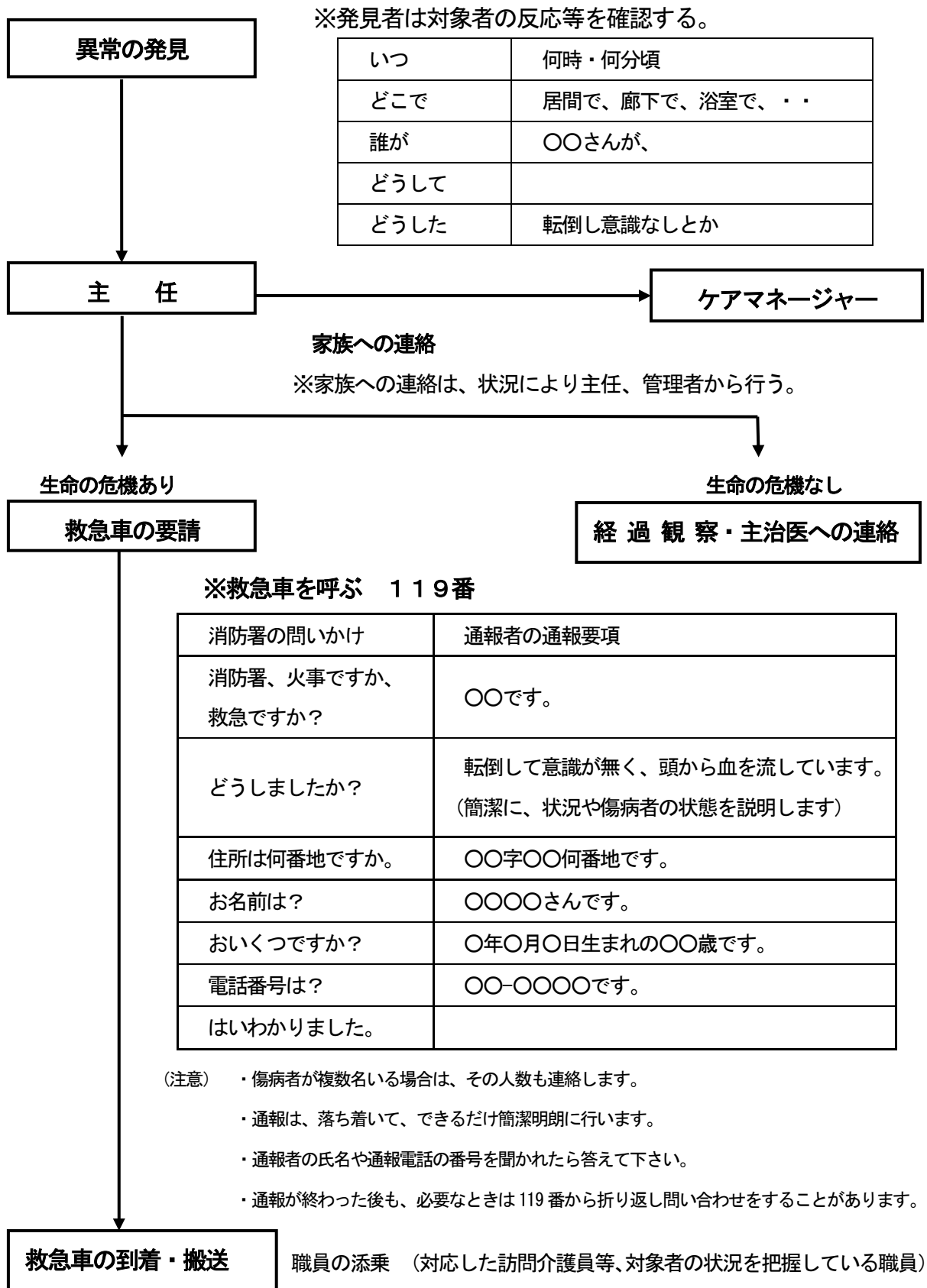
## 9. サービス利用にあたっての留意事項

事業の利用にあたっての留意事項は次のとおりです。

- (1) 主治の医師からの指示事項等がある場合は申し出てください。
- (2) 気分が悪くなった時は速やかに申し出てください。
- (3) 体調不良等によって事業に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止しますので協力をお願いします。



# 緊急対応チャート（事故・容態急変時）



## 1 0. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を設置します。

## 1 1. 身体拘束に関する事項

事業所は、当該利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の制限する行為（以下「身体的拘束」という）は行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その他利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

## 1 2. ハラスメントに対する事項

事業所はサービスの提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講じます。

## 1 3. その他運営に関する留意事項

- (1) 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設け、また業務の執行体制についても検証、整備をします。

①採用時研修 採用後6か月

②継続研修 年2回

- (2) 事業所は、全ての従業者等に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じます。

- (3) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (4) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとします。
- (5) 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講じます。
- (6) 事業所は、感染症や非常災害時の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (7) サービスに関する利用者の苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じます。
- (8) 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し保存します。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とします。
- (9) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、ここにこサービス有限会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

令和 年 月 日

通所介護、総合事業サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

通所介護事業所

宮古島市介護予防・日常生活支援総合事業

たのしいデイサービス

説明者 管理者・生活相談員

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、通所介護、総合事業サービスの提供開始に同意し、受領しました。

利用者 住 所

氏 名

印

契約者 住 所

氏 名

印

( 利用者との続柄 : )

令和 年 月 日

## 個人情報取扱いに関する同意書

下記、個人情報の取扱いに関する事項を確認し、貴社が必要な範囲内において、私についての情報を取得・利用・提供を行うことに同意します。

契約日	令和 年 月 日	サービス種類	通所介護・総合事業
利用者名	印		
家族名	印（続柄： ）		

### 個人情報の取扱いについて(プライバシーポリシー)

当社は、介護事業者としての社会的責任および個人情報の重要性に鑑み、厚生労働省「医療・介護関連事業における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、個人情報の取扱いに関する基本的な指針を定めます。

#### 1、個人情報保護方針

- 介護保険事業の社会的責任を考慮し、守秘義務を遵守するとともに、適切な個人情報の収集、利用および提供を定めた社内規則を整備し、これを遵守します。
- 個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えいなどに関して、予防措置を講じるとともに、万一の発生時には速やかな是正対策を実施します。
- 個人情報に関する法令、ガイドライン、その他の規範を遵守します。
- 個人情報管理の仕組みを継続的に改善します。

#### 2、個人情報の利用目的

当社は、取得したご利用者及びご家族の個人情報を、業務の遂行に必要な範囲内において、予めご本人の同意を得た上で、以下の利用目的のために利用します。

- 介護保険制度による通所介護・総合事業でのサービスの提供
- 介護保険制度によらない、任意の介護サービスの提供
- 事業者作成「パンフレット」等の広報物の作成・発送
- 利用者及び家族アンケートの依頼
- サービス担当者会議による情報共有及び事例検討

### 3、サービス担当者会議における個人情報利用について

当社は、ご利用者を担当するケアマネージャー・地域包括支援センター等が介護保険制度に基づき開催するサービス担当者会議において、ご利用者へのサービスの充実を図るため、テレビ電話装置、情報通信機器等の活用を含むサービス利用状況等当社が保有するご利用者及びご家族の個人情報を利用し、または照会に応じます。この場合、当社は当該会議以外、秘密を保持します。

### 4、個人情報の安全管理措置

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失または、き損の防止その他の個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備および実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要なとされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

### 5、個人情報の第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、個人データをご本人の同意なく第三者に提供しません。

- ① 本人の同意を得ている場合
- ② 介護保険法に基づく不正受給者の市町村への通知
- ③ 刑事訴訟法、税法等に基づく捜査または取り調べに対する回答
- ④ 地方公共団体による当社への指導監査、報告命令、情報提供依頼に対する回答
- ⑤ 人の生命、身体及び財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
- ⑥ 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- ⑦ 介護サービスの安全性向上のため、サービス提供中に発生した事故等に関する地方公共団体への報告および情報提供

### 6、当社に対するご照会

当社は個人情報の取扱いについて下記窓口を設置し、ご利用者及びご家族からの問い合わせ、苦情、照会、訂正、停止等の申し出に応じます。この場合、当社は、申出者の本人確認を行うとともに、照会等により生じる複写等の実費を申出者にご負担いただきます。

《個人情報の取扱いに関する窓口》

事業者 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根 217番地  
にここサービス有限会社  
たのしいデイサービス  
個人情報取扱責任者 [代表取締役] 赤嶺 節子  
TEL 0980-74-1313  
(受付時間：月曜日～土曜日 9時～17時)

以上